

## 無料低額宿泊所の届出等に係る事務取扱要領

### 第1 目的

社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金を、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業に関し、法68条の2、同条の3及び同条の4に規定する届出等の受理の基準を定める。

### 第2 定義

この要領における用語の定義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和2年3月24日条例第23号。以下「条例」という。)に定めるところによる。

### 第3 事業開始の届出

1 事業開始の届出は、社会福祉法施行細則(昭和29年2月1日宮城県規則第10号。以下「細則」という。)の定めるところにより、市町村又は社会福祉法人(仙台市に施設の住所を定めている場合は除く)にあつては事業開始の日から1月以内に、これら以外の者は、事業開始前に社会福祉事業開始届(細則様式第8号)を経由し宮城県知事(以下「知事」という。)に提出して行わなければならない。

2 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 届出時における法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (2) 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- (3) 届出時における役員等名簿
- (4) 代表者誓約書
- (5) 届出時における法人の定款
- (6) 平面図(各部屋の広さや長さが分かる図面)
- (7) 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等(土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類)
- (8) 経歴申告書(施設管理者に関すること)
- (9) 運営規程
- (10) 金銭管理規程(金銭管理を実施する場合のみ)
- (11) 事業開始時における契約書(居室利用・サービス利用)・重要事項説明書
- (12) 事業開始時における契約書(金銭管理)(金銭管理を実施する場合のみ)
- (13) サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- (14) その他知事が必要と認めるもの(提出が求められた場合のみ)

【その他、必要に応じて添付が必要となる書類】

- (1) 配置図(建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面)
- (2) 案内図(最寄駅から事業所までの地図)
- (3) 設備・備品等一覧、写真

- (4) 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの(建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など)
- (5) 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの(直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など)
- (6) 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- (7) 損害賠償責任保険証書
- (8) 改善計画書(届出施設に関すること)
- (9) 資格証、研修修了証、実務経験証明書(施設管理者及び支援員に関すること)

#### 第4 事業変更の届出

- 1 事業変更の届出は、細則の定めるところにより、市町村又は社会福祉法人(仙台市に施設の住所を定めている場合は除く)にあつては変更の日から1月以内に、これら以外の者は、前条第2項第1号から第8号に掲げる事項を変更しようとする時は変更の日から1月以内に、第9号から第13号に掲げる事項を変更しようとする時は、あらかじめ変更前に知事に対して行わなければならない。
- 2 前項の規定による届出は社会福祉事業変更届(細則様式第3号)によるものとし、当該変更内容に係る変更後の状況を明記した書類を添付しなければならない。

#### 第5 事業廃止の届出

- 1 事業廃止の届出は、細則の定めるところにより、廃止の日から1月以内に、社会福祉事業廃止届(細則様式第5号)により知事に対して行わなければならない。

#### 第6 事業の事前調整

- 1 施設を開設しようとするときは、県社会福祉課に対し事前相談を行わなければならない。
- 2 県社会福祉課への事前相談後、速やかに施設所在地の福祉事務所に対し、施設開設の趣旨、設備及び運営等について説明しなければならない。
- 3 福祉事務所への事前説明後、施設設置について、施設所在地の市町村及び近隣住民の理解を得よう努めなければならない。
- 4 施設の増築等、事業の拡大の場合も開設したときと同様とする。

#### 第7 その他設置者の責務等

- 1 設置者は、知事が法第70条に基づき必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査させる場合には、誠実に応じなければならない。
- 2 設置者が、法第69条第2項の規定に違反し、同法第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは入居者の処遇につき不当な行為をしたときは、知事は、同法第72条の規定に基づき、事業の制限若しくは停止を命じることができる。
- 3 設置者が、次に掲げる事項に該当する場合は、不当な営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、宿泊所を経営することの制限又は停止を命じられる場合がある。(法第72条第1項関係)

- (1) 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による不適切な金銭の支払を求めているとき。
- (2) 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき。
- (3) その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 条例に規定する事項に違反したと認められる事実を発見したとき。

#### 附 則

この要領は令和 5 年 5 月 30 日から施行する。